

令和8年度山形県獣医師修学資金貸与事業募集要項

1 目的

この修学資金制度は、山形県の公衆衛生関係機関等に獣医師として従事しようとする意思を有する者に対し、修学に必要な資金を無利子で貸与することにより、将来にわたる本県獣医師の安定的な確保を図ることを目的としています。

2 貸与予定者の応募資格

修学資金の貸与を受けることができる方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 大学において獣医学を履修している学生で、将来、県等の指定機関（※）に獣医師として従事しようとする者であること。
- (2) 修学資金に類する他の資金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する学資金その他知事が特に認めるものを除く。）の給付又は貸与を受けていない者であること。

※県等の指定機関の例

食肉衛生検査所（置賜・庄内）、保健所（村山・最上・置賜・庄内）、衛生研究所、家畜保健衛生所（村山・最上・置賜・庄内）等

県の公衆衛生部門（食肉衛生検査所、保健所、衛生研究所）を希望する方に優先的に貸与します。

3 修学資金の額

修学資金の額は、月額100,000円です。

貸与は、決定した年度の4月分から開始します。

修学資金は無利子です。

4 貸与期間

修学資金を貸与する期間は、大学の正規の修学期間（6年間を限度）です。

次のいずれかに該当したときは、その期間は貸与を行いません。

- (1) 休学したとき
- (2) 停学処分を受けたとき
- (3) 同一学年を再度履修したとき

5 募集人数

3名

6 提出書類

- (1) 山形県獣医師修学資金貸与申請書（別記様式第1号）

連帯保証人は2名。うち1名は、父、母又は親権者もしくは後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは、異なる収入源により生活を営んでいる方）としてください。

同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

- (2) 学長又は学部長からの推薦調書（別記様式第2号）
- (3) 在学証明書及び学業成績証明書

- (4) 履歴書（別記様式第3号）
- (5) 志望動機（別記様式第4号）
- (6) 戸籍謄本（戸籍事項全部証明書）

7 募集期間及び提出先（問い合わせ窓口）

(1) 募集期間

募集開始	募集締切日	決定予定
令和8年6月15日（月）	令和8年9月4日（金）	令和8年10月

【山形県ホームページ】

https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/juishi/juishi.html



(2) 提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 食品衛生企画担当

- ・原則、郵送により提出してください（募集締切日の消印まで有効）。
- ・やむを得ず、直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで受付します。
- ・封筒の前面に朱書きで「山形県獣医師修学資金貸与事業申請書在中」と記載してください。
- ・大学等で取りまとめは行いません。応募される方は、提出先に直接郵送してください。

8 貸与者の選考

修学資金の貸与者の選考は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日程と場所については、応募者に直接連絡します。

9 貸与予定者の決定及び修学資金の貸与時期

- (1) 申請書の提出期限後に、審査会を開催して貸与の可否を決定します。
- (2) 貸与申請の結果は、貸与の決定、不決定にかかわらず申請があった方全員に通知します。
- (3) 決定通知を受けた方は、同封の誓約書及び銀行振込依頼書に必要な事項を記入し、直ちに返送してください。
- (4) 修学資金は、誓約書及び銀行振込依頼書の提出を受けて3ヵ月毎に1度、年4回に分けて希望する銀行口座に振込みます。
- (5) 初年度は、初回の振込時に、年度内4月に遡った額を振込みます。
- (6) 詳細な手続きの内容については、貸与の決定通知時にお知らせします。

10 返還

(1) 返還が免除される場合

次の①及び②の要件を満たしたうえで、③又は④に該当した場合、返還は免除されます。

免除額につきましては、山形県の指定機関に就労した場合は貸与金額の全額を免除し、それ以外の機関に就労した場合は貸与金額の2分の1を免除します。

- ① 大学卒業後1年以内に獣医師免許を取得すること。
- ② 獣医師免許取得後1年以内に指定機関に就労すること。
（山形県職員採用試験（獣医師）等を受験し、合格する必要があります。修学資金の

貸与決定は、山形県職員採用を決定するものではありません。)

- ③ 指定機関に在職した期間（休職等の期間を除く）が、貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。
 - ④ 指定機関における業務に起因する心身の故障のため免職され、若しくは解雇され、又は退職したとき。
- (2) 返還が必要な場合
- 貸与を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、貸与金額総額を貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払いにより返還しなければなりません。
- ① 以下のいずれかに該当し、修学資金を打ち切られた場合。
 - ・大学を退学したとき。
 - ・獣医学を履修しなくなったとき。
 - ・学業成績が著しく不良となったとき。
 - ・心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
 - ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ② (1)の要件を満たさなくなった場合。

11 注意事項

(1) 違約金について

修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければなりません。

(2) 提出書類の返還について

本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。

12 問い合わせ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 食品衛生企画担当

電話 023-630-2621 (直通)

FAX 023-624-8058

Eメール yshokuhinzen@pref.yamagata.jp